

支店設立の流れ 及び 想定所要期間

① 前準備

- 1-1 事業計画作成
- 1-2 社名予約
登録申請システム上で使用可能かを確認します。類似社名・商号がある場合には別途手続きが必要です。
- 1-3 居住代理人の任命
支店の「法定役員」として居住代理人の任命が必要です。
- 1-4 各種宣誓書及び申請書類の作成
支店設立目的、所在地、居住代理人、初期送金額などを決めておく必要があります。
- 1-5 本社書類準備
定款、登記簿、監査済み財務諸表などの英訳が必要です。
- 1-6 本社書類、各種宣誓書及び申請書の署名
フィリピン国外で作成する文書については、公証とアポステューユ認証が必要です。
- 1-7 一時口座開設と初期送金
フィリピン国内の銀行に一時口座を開設します。銀行により必要書類は異なりますが、一般的には一時口座を開設することや、口座引受人をだれに任命するかを記載した取締役会議決書が必要になります。一時口座に送金後、銀行から送金証明書が発行されます。一時口座から出金はできません。

1-1～1-6 **約 1 ヶ月**

ご契約後「フィリピン法人設立情報シート」をお渡しします。必要情報をご記入ください。

1-7 **約 1 週間**

どの銀行でも自由に選択することができますが、日本国内で既に取引のある銀行のフィリピン支店に開設する場合、審査がスムーズにゆくケースが多いようです。銀行により必要書類は異なります。

② SEC 登録

- 2-1 証券取引委員会（SEC）への申請
本社書類、各種宣誓書及び申請書、送金証明書を提出し、審査が行なわれます。
- 2-2 預託金の支払い
本社の財務状況により、SEC から P1,000,000 相当の保証証券の預託が求められる場合があります。
- 2-3 登録証書の発行
審査が完了すると、登録料を納付し、SEC 登録証書が発行され、法人格を取得します。
SEC 登録後は報告要件として会社報告書（GIS）や監査済み財務諸表の提出が必要となります。

2-1～2-3 **約 1 ヶ月（但し振れ幅あり）**

2-3 まで完了すると、フィリピン法人として各種契約が締結できます。（例：雇用契約書、賃貸契約書など）

③ 本口座開設

3-1 法人格を取得後、初期送金を一時口座から普通口座に移動し、資金を使用することができるようになります。銀行により必要書類は異なりますが、一般的には本口座を開設することや、サイン権者をだれに任命するかを記載した本社の取締役会議決書が必要になります。

④ 預託証券の購入

- 4-1 国債取扱銀行の選定
- 4-2 本社の取締役会議決書作成
- 4-2 口座開設、国債購入
- 4-3 購入証券の SEC への預託
- 4-4 SEC から預託証券の発行

⑤ 税務署 (BIR-RDO) 登録

- 5-1 外国法人及び外国人株主の納税者識別番号 (TIN) 取得
- 5-2 法定帳簿の準備と登録
- 5-3 印紙税 (賃貸契約書に伴うもの) 納付
- 5-4 業種カテゴリーの決定と税務署登録
- 5-5 請求書及び領収書の印刷許可取得
フィリピンでは使用する帳簿・会計システム、請求書、領収書を税務署登録する必要があります。

⑥ 地方自治体 (LGU) 登録

- 6-1 バランガイクリアランスの納付及び証明書の取得
- 6-2 法人住民税の納付及び証明書の取得
- 6-3 市役所の立ち入り検査、各種証明書の取得
- 6-4 火災保険 (市役所指定)、自治体サービス料の納付
- 6-5 営業許可証 (Business Permit) の発行
毎年 1 月 20 日までに更新が必要です。

③ 貴社対応事項

4-1~4-4 **SEC 登録後 60 日以内**
P500,000 以上の有価証券 (通常は国債) の預託が必要です。

有価証券の市場価格が下落した場合や、支店の年間売上が P10,000,000 を超えた場合には 2%相当の追加預託が必要です。

5-1~6-5 **SEC 登録後 30 日以内**
管轄内に所在していることを証明するために公証済みリース契約書が必要です。

5-4 以降、毎月の申告対応が必要です。

売上計上、領収書発行のためには税務署の許可が必要です。

6-5 以降、実際の営業・操業を開始できます。

⑦ 社会保険関連

- 7-1 社会保障システム（SSS）への登録
- 7-2 住宅開発相互基金（HDMF）への登録
- 7-3 フィリピン健康保険組合（Philhealth）への登録

社会保険関連手続きは、従業員を雇用後となります。

⑧ 労働雇用省（DOLE）登録

- 8-1 雇用主登録

⑨ 中央銀行（BSP）登録

- 9-1 登録証書・送金証明書・GISの確認、申請書類の作成
- 9-2 中銀申請
- 9-3 中銀登録証書（BSRD）の発行

フィリピンに投資した外国投資を BSP に登録することにより、利益送金や償還の際に銀行システムを通じて外貨を調達することが可能になります。

注）この設立手続き及び所要期間は、一般的な状況を想定し、参考資料として作成されたもので、必要書類の種類、手続き、所轄官庁、順序、所要時間を確約するものではないことご了承ください。